

日行連発第819号
令和5年9月20日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
許認可業務部
部長 村山 豪彦

国土利用計画法に基づく事後届出制の周知徹底等について（周知）

国土交通省より、国土利用計画法に基づく事後届出制についての周知依頼がありましたので、添付のとおりお知らせいたします。同制度の詳細については、国土交通省ホームページをご確認ください。

なお、同制度におけるポスター及びリーフレットにつきましては、国土交通省から各単位会へ送付しているとのことで、本情報が前後する場合がありますが、ご承知おきくださるようお願いいたします。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましては、会員への周知徹底につきご協力くださいますようお願いいたします。

【国土交通省ホームページ】

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_tk2_000019.html

【参考】

- ・国土利用計画法に基づく事後届出制の周知徹底等について（依頼）

以上